**試験依頼書**

依頼年月日　令和　　年　　月　　日

公益財団法人 秋田県木材加工推進機構 代表理事　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 依頼者 | 住　　所 | 〒 |
|  | 電話番号 |  |
|  | 社　　名 |  |
|  | 氏　　名 | 印 |
|  | 担 当 者 |  |

　下記の試験について　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、裏面の各項を承諾の上、公益財団法人秋田県木材加工推進機構（以下「甲」という。）に試験を依頼します。

記

1．項　　目

2．品　　名

3．内　　容

4．実施場所

5．試験期間　　　　開始　　令和　　年　　月　　日

　　　終了　　令和　　年　　月　　日

6．特記事項

**(試験依頼書 裏面)**

第1　 乙は、前記の試験に要する金額を、甲の発行する請求書により現金又は銀行振り込みにより納めるものとする

第2　 次の各号に掲げる事項により試験の経費が増加したときは、その経費を乙が負担しなければならない。

(1)乙の依頼に基づき、試験計画の変更等により生じた経費の増加額

(2)試験に関し、乙の責任により生じた損害額

(3)その他乙の依頼に基づき、試験に関し必要の生じた経費

第3　 乙は、試験用材料を、甲の指示により作成のうえ、甲が試験を実施する場所まで持ち込むものとする。

第4 乙は、この試験により生じた残存物件をすみやかに引き取るものとする。ただし、甲が特に試料として譲渡を希望する場合については、甲、乙協議して措置するものとする。

第5 乙は、試験の内容を変更したいときには、変更試験依頼書を提出し、甲、乙協議するものとする。

第6 甲は、試験が完了したときは、乙に報告書を発行するものとする。

第7 乙は、甲が発行した報告書の内容をゆがめ、又は、故意に報告書の一部のみを取り出して発表してはならない。

第8 上記に定めるもののほか、試験に関し、特に必要な事項の生じたきは、甲、乙協議して定めるものする。